

インターネット・オークションにおける契約成立時期

【文 献 種 別】 判決／横浜地方裁判所
【裁判年月日】 令和 4 年 6 月 17 日
【事 件 番 号】 令和 3 年（レ）第 245 号
【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 原判決変更
【参 照 法 令】 民法 95 条・415 条・555 条
【掲 載 誌】 判時 2540 号 43 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25594317

京都先端科学大学教授 右近潤一

事実の概要

X（原告、控訴人）は、令和 3 年 4 月 26 日 20 時 7 分に、ヤフオーク! で Y（被告、被控訴人）が出品した腕時計（以下本件時計という）に対して 9 万 2000 円で入札した。その後 X の入札額よりも高い価格で入札した者が 2 名現れ、同日 21 時 23 分頃、最高額を付けた者が落札者に決定された（この者を第 1 落札者という）。

ところが Y は、同日 21 時 37 分、第 1 落札者の入札を落札者削除の方法により取り消した。その際、Y は「補欠を繰り上げる」が選択されている状態で、第 1 落札者を削除したため、次点の入札者が補欠落札者として繰り上がった（この者を第 2 落札者という）。

Y は、同日 21 時 42 分に、第 2 落札者の入札を再び落札者削除の方法により取り消した。この時も Y は「補欠を繰り上げる」が選択された状態で第 2 落札者を削除したため、次々点の入札者であった X が補欠落札者として繰り上がった。

X は、同日 21 時 57 分、同サイトのかんたん決済サービスを使用して本件時計の代金（落札価格 9 万 2000 円と送料 520 円の合計 9 万 2520 円）の支払いをした。その上で X は、同サイトのメッセージサービスを用いて、「支払い完了しました。どうぞよろしくお願いいたします。」と連絡した。

Y は、同日 22 時 4 分、X に対し、取引ナビの取引メッセージで「この価格では売れません。常識的な価格があると思います。終了時間を間違えました。当方のミスです。」などと連絡した。

X は、同日 22 時 45 分、Y に対し、取引ナビの取引メッセージで「契約の不当解除は受け入れられません。…契約の履行を請求します。」などと連絡した。

Y は、同月 27 日 7 時 17 分、X の都合によるキャンセルとして X を落札者から削除した。X は、同日 9 時 20 分、Y に対し電話で本件時計の引渡しを求めた。

X は、以上の事実関係の下で本件訴訟において Y に対し、本件時計の売買契約の成立を理由として、その相当の価格 20 万円から落札価格に送料を加えた 9 万 2520 円を控除した残額 10 万 7480 円の賠償を求めた。また、Y は「自らの手違い」と主張したにも拘わらず、落札者都合によるキャンセルを選択したことで、X の評価に「非常に悪い落札者」との評価がついたことに対する慰謝料として 3 万円を請求した。

これに対して原審¹⁾は、落札者決定後の交渉により意思が合致して初めて契約が成立するものとし、本件では、Y が「落札者都合」により X を削除しているため、意思の合致がなかったとして契約の成立は認めず、評価に対する慰謝料のみを認めた。

そこで X は、原審が棄却した債務不履行に基づく損害賠償請求についてのみ控訴した。Y は、契約の成立を争い、たとえ成立していたとしても錯誤を理由に取り消す旨主張した。

判決の要旨

原判決変更。

1 本件判決は、「取引のどの過程のどの段階で契約が成立するかについては、個々の取引の規定、態様、経過等を考慮して当事者の合理的意思表示解釈をする必要がある」とした上で、ヤフオク!には、「出品者と落札者との間の売買契約の成立時期を明示した規定は存在していないため、XとYとの間の取引について、取引態様等に鑑みて判断するのが相当である」とする。その上で、Yが本件時計を出品した時点で、送料とそれが落札者負担であること、発送時期を明示していたこと、本件時計の落札者は、落札金額に送料を足した額を即時に支払うことが可能であったことから「Yと本件時計の落札者との間で、落札後に取引条件について交渉することは予定されていなかった」と認定する。そしてYが本件時計を出品した後「入札可能期間が終了するまで、その出品を取り消さず、さらに、『補欠を繰り上げる』が選択されている状態で、第1落札者と第2落札者の入札を落札者削除の方法により取り消し、Xを補欠落札者として繰り上げたことから、補欠落札者となったXは、本件時計の落札に同意した」ことを認定する。その上で、「遅くとも、Yが、Xが落札者に繰り上げる旨の操作をした時点で、YからXに対し売買契約の申込みの意思表示があったと解することができ、Xが落札に同意したことで売買契約に承諾する意思表示」をしたとして、XY間での契約成立を認めた。

2 Yが第1落札者及び第2落札者の入札を取り消していること、Xからの連絡の後「即座にXによる落札価格では売れない旨連絡したことが認められるから、Yが『補欠を繰り上げる』が選択されている状態で第2落札者を削除する旨の操作をした時点において、Yには、Xに対して落札価格9万2000円で本件時計を売る意思はなかった」と認め、錯誤に基づく意思表示であること及び法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要な錯誤であることを認定している。しかし、次の3点から重過失を認定し、錯誤取消しを認めなかった。すなわち、「第2落札者を削除する操作をするに当たって、2度、明確に、補欠落札者が繰り上がることを示されていたが、これを看過したこと」、Xを補欠落札者として繰り上げる前に、「『補欠を繰り上げる』が選択されている状

態で第1落札者を削除し、第2落札者を繰り上げていた」こと、そしてYは「多数の取引経験を有し、本件取引以前の複数回の取引において、落札後に落札者を削除していたと認められる」ことである。

3 Xは本件時計の価値を20万円と主張していたが、本件判決はそれを裏付ける的確な証拠がないとし、Yの答弁書での陳述を基に15万円として、Xが支払うはずであった9万余円を控除し、残額5万7480円を損害として認めた。

判例の解説

一 競売か入札手続か

インターネット・オークションは、オークションという名前と呼ばれるが、伝統的なオークション（競売）とは異なる点がある。伝統的オークションでは、競売人が存在し、出品者の代理人として登場するほか、この競売人が出品物の保管、鑑定とそれを踏まえた最適価格の提示や最低落札価格の有無をカタログに記載することが求められる²⁾。他方、インターネット・オークションを運営するプラットフォーム事業者（以下「運営事業者」と呼ぶ）は取引の場を提供しているに過ぎないとして以上の事柄を行うことはない。しかし、いずれも競り上げ式の競争的価格決定メカニズムを採り、入札手続が終了する特定の瞬間があることも共通項として指摘されている³⁾。

Xが求めたのは債務不履行に基づく損害賠償であり、そもそも契約がXY間で締結されたのかがまず問題となる。わが国の民法には伝統的オークションを念頭に置いた契約の競争締結の規定はなく⁴⁾、学説では競争締結手続の特徴から契約成立について次のように整理されていた⁵⁾。他の競争者の競争条件が分からない場合を入札手続とし、手続終了後の出品者の承諾により契約が成立し、反対に競争条件が分かる場合は競売で、かつ、出品者が最低入札価格を示すときは売却の確定的意思があるとして出品自体が申込みでこれに対する入札が承諾であるとされるが、当該価格が示されないときは手続後に出品者による承諾が必要である、と。

他の競争者の競争条件が分からない場合には、誰が落札者であるかが開披まで不明であり、自分

が落札者であることを知らない競争者を入札締切と同時に契約の拘束下には置けない。以上から、契約成立時点で自分が落札者であることを競争者が認識できるか、させてやる必要があり、また出品者にも確定的な売却意思が必要である。

インターネット・オークションをこの議論を基に検討するものがあるが⁶⁾、入札額の入力とその画面表示との間に起こりうるタイムラグや、希望落札限度額まで競り上げる自動入札システムでは他者に当該限度額が明らかにならないという特有の事情から「入札手続」であると性質決定する学説がある⁷⁾。

二 利用規約

従来学説は上述のように競争締結の仕方に基き契約成立について叙述していた。伝統的オークションでも、参加者は一定のルールに従っているはずであるが、当該ルールと契約成立時期との関係は議論されてこなかった。インターネット・オークションには、競売人が存在せず、ソフトウェアがオークション会場を提供すると共にその運営を仕切っているといえる。そして当該システムの機能や利用方法を規定する利用規約が存在し、参加者は出品者入札者共にこの規約に同意した上でオークションに参加している。

本件で問題となったヤフオクでは、Yahoo! JAPAN 利用規約中にヤフオク! ガイドラインが定められ、さらにヤフオク! ガイドライン細則やヘルプも別に存在し、ルールを形成する（以下ではまとめて「利用規約等」と表記する）。それらを見る限り、少なくとも「落札」により契約が成立するとは明示されていない⁸⁾。しかし、出品者は落札後も落札者削除の方法で取引のキャンセルができる。その際利用規約等からは落札者の同意が必要であるが、なくても削除可能である。落札者が代金支払い後であれば、「同意を得た」旨のチェックボックスにチェックを入れさえすれば取引の中止という手続を取ることでキャンセルできる。他方落札者がキャンセルするためには、出品者に対して連絡し、落札者削除の方法で削除してもらわねばならず、事実上出品者の同意がなければ削除してもらえない仕様となっている。

そこでこういった利用規約やシステムの仕様が、契約の成立に影響を与えるのか次問題となる。①参加者は利用規約等に基づき構築された

システムを利用せざるを得ない以上、契約の成立についてもそれらに基づき判断すべきか⁹⁾、②利用規約等は、出品者事業者間、入札者事業者間でそれぞれ結ばれる契約の内容でしかなく、売買契約の成立を判断する際には考慮しないのか、あるいは、③当事者の意思解釈を第一に行うが、利用規約等を前提として当事者は行動すると考えられ、意思解釈の参考にすることで足る¹⁰⁾のか。③の立場も場面や考えようによっては、①と同じ結果となる。

名古屋高判平 20・11・11（裁判所ウェブサイト、LEX/DB25440062）は、運営業者が民事仲買人かどうかを判断する中で契約の成立について検討し、落札後も両当事者ともに「その後の交渉から離脱することが制度上認められており、必ず落札商品の引渡し及び代金の支払いをしなくてはならない立場に立つわけではない」ため、落札では契約は成立しないと判断した。本件原審も同様の立場で、上記①の考え方をとる。

学説にも、規約の趣旨や、契約の重要な条件に関わる代金の支払い方法、商品の引渡しの方法・時期等を、いったん出品手続を完了した後も出品者が変更ができることから落札後にも契約交渉が可能であると解釈するものがある¹¹⁾。

三 本判決の分析

本件判決は、利用規約等に契約成立時点が明示されていないとして、当事者意思の合理的解釈へと進んだことでこれまでの裁判例と結論を異にしている。本件では、出品ページにおいて申込みに必要な事項がすべて記載され落札後の交渉は不要であると認定した。しかし、本件の特徴は、第一落札者でない者が繰り上げられた結果落札者となった点にある。そこで、出品ページではなく「繰り上げを伴う第2順位の落札者削除」が出品者からXへの申込みだと評価された。本件判決がシステムの仕様を検討しなかった点で、二で言及した①の立場はとらなかったといえる。

利用規約は、運営事業者と利用者との契約に用いられ、売買契約当事者間の特約ではない。また、そもそも競売人（出品者の代理人）でもない運営事業者が契約の成立時点を規定できるかは疑問である。したがって、当事者間の意思表示の解釈から出発した本判決は妥当である¹²⁾。

本件地裁の立場からすれば出品が申込みであ

り、かつ、Xは現行システム上最高価格の推移を認識できたために自分が落札者にならなかったと思っているのであるから、Xを落札者に繰り上げ、落札者である旨の認識を与えた時点で契約が成立したともいえたのではないだろうか。入札終了時点から時間を経過し、Xが他の手段を講じている可能性もあり、Xの承諾をも認定したのだろう。

従来の議論では、契約締結には出品者に確定的売却意思（最低落札価格の設定）のあることが求められていた。本判決ではこの点に関する言及はない。ヤフオク!では、最低落札価格はなくなり、入札の開始価格しか設定できず、かつ設定が必須である。その設定は1円から可能であるが、最低落札価格的に用いられているようでもある。この金額をいくらにするのかは出品者の戦略に基づき、思っていた価格にならなかったからといって、落札者が確定した後にも撤回を認める必要はないだろう。当該価格設定が可能な場合には、その出品は申込みとしての意味を持つとしてよい。結果的に本判決の結論に影響しない。

問題は落札後でも配送方法の変更が可能である点をいかに考えるかである¹³⁾。ヤフオク!のシステムは、さまざまな要望に応えられるよう設計されている印象である。配送方法の変更もしかりである。オークションは、競争的価格決定メカニズムであり、参加者もそこに重点を置いていて考えられる。したがって、規約上は契約交渉が後に可能であるとしても、利用者は、折角決定した価格を反故にしてしまえるような交渉ができるとは考えていないのではないだろうか。利用者の一般的感覚に近い妥当な判断がされたものと考え¹⁴⁾。

●——注

- 1) 保土ヶ谷簡判令3・10・28判時2540号47頁。
- 2) 木原浩之「インターネット・オークションはオークションか?」重大56巻2号(2022年)1頁以下、7頁以下。
- 3) 木原・前掲注2)31頁以下。
- 4) ドイツ民法156条は「競売において、契約は、落札により成立する。より高額の入札がされたとき、又は落札がされることなく競売が終了したときは、入札は、その効力を失う。」と定める(ドイツ法律行為論研究会「ドイツ民法総則編の条文訳(1)」京先端経済経営学部論集5号(2023年)129頁以下を参照した)。連邦通常裁判所は、インターネット・オークションに同条の適用がないと判断している。詳細は拙稿「外国判例研究」同法54

巻1号(2002年)312頁以下及び占部洋之「インターネットオークションにおける契約の成立」大阪学院大学通信33巻9号(2002年)685頁以下を、当該事件の下級審については河野俊行「インターネットオークションの法的分析(2・完)」NBL733号(2002年)70頁以下参照。イギリス法の状況は木原・前掲注2)12頁以下参照。

- 5) 我妻栄『債権各論上巻』(岩波書店、1954年)68頁。三宅正男『契約法(総論)』(青林書院新社、1978年)20頁以下。
- 6) 大久保輝「契約の競争締結」日大院31号(2001年)255頁以下。
- 7) 河野・前掲注4)74頁。後者について同旨、大村和子「インターネット・オークションにおける事業者と利用者の法的問題」情報ネットワーク3号(2004年)21頁以下、26頁。自動入札を利用するには、予算の最高額を入札するが、その額は他人に開示されない。他人が自分の落札希望額を超える予算額を入力しているか後からした場合には、最高価格は一気に自分の予算額を超える。したがって、伝統的オークション参加者の持つ心づもりと変わらないと考える。
- 8) 同利用規約第8章1.(1)では「本サービスは、お客様間の交渉を通じて商品等にかかる契約締結の機会を提供するものにすぎません。お客様間の商品等の販売または提供にかかる契約は、取引条件に関する双方の意思が合致したときに成立します。」とあり、それに続く「本サービスの利用を契機としてお客様間で成立した契約」という表現からは、オークションでは契約が成立しない態度を取っているとも考えられる(大村・前掲注7)27頁、磯村保「インターネット・オークション取引をめぐる契約法上の諸問題」民商133巻4＝5号(2006年)104頁以下、112頁は、そのように解される)。
- 9) 弘中絵里「インターネットオークションをめぐる消費者問題」現消18号(2013年)38頁以下、41頁は、当事者の特約がなければ、規約の定めに従う、とされる。
- 10) 経済産業省「電子商取引及び情報財取引等に関する準則(令和4年4月1日)」https://www.meti.go.jp/policy/it_policy/ec/index.html(2023年5月13日閲覧)、磯村・前掲注8)111頁。
- 11) 磯村・前掲注8)111頁以下。
- 12) 落札後も価格交渉が可能であるような特殊な利用規約等であれば、意思解釈に影響しうる。
- 13) なお、いったん出品した後は落札があるまで、配送方法の削除・修正はできない(追加できる場合がある)。落札後に変更可能となる。
- 14) 同旨、池田秀敏「判批」信法13号(2009年)197頁以下、206頁。